栗東市一般型小規模事業者持続化補助金 交付要領

◇ 国の補助制度を活用して地道な販路開拓等の取り組みを行う方に対し、市による上乗せ補助を行います。

１　事業の目的

「栗東市一般型小規模事業者持続化補助金」は、市内小規模事業者が、持続的な経営に向け、経営計画に基づいて取り組む創意工夫を凝らした地道な販路開拓等を支援し、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図ることを目的とします。

２　補助対象者

（１）補助対象者

市内に事業所を有する小規模事業者であって、全国商工会連合会が定める小規模事業者持続化補助金交付要領（以下「全国一般要領」という。）に基づく、「令和元年度補正予算・令和３年度補正予算小規模事業者持続化補助金」の採択を受けた事業を実施する者

３　補助対象事業

全国一般要領に基づく、「令和元年度補正予算・令和３年度補正予算小規模事業者持続化補助金」を受け実施する販路開拓等の事業

４　補助額・補助対象経費

（１）補助額

国補助金	栗東市　上乗せ補助金		
	経費区分	基準限度額	合計限度額
通常枠	**広報費**	**補助率 2/3 以内（上限額 16.5 万円）**	**左記基準限度額を合算する場合（上限額 16.5 万円）**
	広報費以外	補助率 1/2 以内（上限額 12.5 万円）	
特別枠（賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠、インボイス枠）	**広報費**	**補助率 2/3 以内（上限額 33 万円）**	**左記基準限度額を合算する場合（上限額 33 万円）**
	広報費以外	補助率 1/2 以内（上限額 25 万円）	

※市基準限度額は、広報費は 165,000 円、広報費以外は 125,000 円とします。ただし、広報費と広報費以外を合算する場合は市合計限度額 165,000 円となります。

※特別枠に該当する事業者にあっては、市基準限度額は、広報費は 330,000 円、広報費以外は 250,000 円とします。ただし、広報費と広報費以外を合算する場合は市合計限度額 330,000 円となります。

※複数の小規模事業者が連携して共同事業を行う場合における１事業当たりの補助金の市合計限度額は、上限額が 125 万円から 165 万円（国補助金は 100 万円から 500 万円）となります。（連携する小規模事業者数により異なります。）

＜参考＞事業者負担の考え方について

・パターン1

			割合		
	全体事業費	750,000	①	100.00%	
	広報費	250,000	②	33.33%	
	広報費以外	500,000	③	66.67%	
	国補助金 ①の2/3（最大50万円）			市補助金 最大16万5千円	※広報費以外は12万5千円
全体	500,000	④		138,891	
広報費	166,650	⑤（割合）		55,566	②-⑤の2/3（広報費以外と合計して最大16万5千円）
広報費以外	333,350	⑥（割合）		83,325	③-⑥の1/2（最大12万5千円）

・パターン2

			割合		
	全体事業費	300,000	①	100.00%	
	広報費	100,000	②	33.33%	
	広報費以外	200,000	③	66.67%	
	国補助金 ①の2/3（最大50万円）			市補助金 最大16万5千円	※広報費以外は12万5千円
全体	200,000	④		55,556	
広報費	66,660	⑤（割合）		22,226	②-⑤の2/3（広報費以外と合計して最大16万5千円）
広報費以外	133,340	⑥（割合）		33,330	③-⑥の1/2（最大12万5千円）

・パターン3

			割合		
	全体事業費	845,000	①	100.00%	
	広報費	145,000	②	17.16%	
	広報費以外	700,000	③	82.84%	
	国補助金 ①の2/3（最大50万円）			市補助金 最大16万5千円	※広報費以外は12万5千円
全体	500,000	④		164,466	
広報費	85,800	⑤（割合）		39,466	②-⑤の2/3（広報費以外と合計して最大16万5千円）
広報費以外	414,200	⑥（割合）		125,000	③-⑥の1/2（最大12万5千円）

・パターン4（特別枠での補助を受けた事業者の場合）

			割合		
	全体事業費	1,500,000	①	100.00%	
	広報費	1,000,000	②	66.67%	
	広報費以外	500,000	③	33.33%	
	国補助金 ①の2/3（最大50万円）			市補助金 最大33万円	※広報費以外は25万円
全体	1,000,000	④		305,550	
広報費	666,700	⑤（割合）		222,200	②-⑤の2/3（広報費以外と合計して最大33万円）
広報費以外	333,300	⑥（割合）		83,350	③-⑥の1/2（最大25万円）

※実際に支払われる市の補助金は、国の交付決定時の市補助金額を上限とし、国の実績報告時に補助対象経費が減額となった場合は市補助金も減額となります。

（２）補助対象経費

■補助対象経費

・広報費…パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広告媒体等を活用するために支払われる経費

【具体例】

ウェブサイト作成や更新、チラシ・ＤＭ・カタログの外注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告、看板作成・設置、試供品、販促品（例：商品・サービスの宣伝広告が掲載されたポケットティッシュ等）

・その他の対象経費…機械装置等費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

【具体例】

店舗等の改装に伴う外装工事・内装工事費用（住居兼店舗については店舗専用部分に係る経費のみ）、機器・設備等の調達費用（リース・レンタルを含む）

■補助対象外経費（例）

・土地の取得、造成、補償に係る経費
・汎用性が高く、本補助事業の遂行に必要なものと特定できない備品の調達費用
・既存施設に係る機能維持を目的とした修理や修繕、保守等に係る経費
・既存施設の消耗品の交換に係る経費
・「令和元年度補正予算・令和３年度補正予算小規模事業者持続化補助金」以外の他の制度の対象となっている経費

詳細については、「令和元年度補正予算・令和３年度補正予算小規模事業者持続化補助金」の募集要項等を確認してください。

５　申請方法

（１）提出書類

ア　栗東市一般型小規模事業者持続化補助金交付申請書（別記様式第１号）

イ　市内に事業所があることを証明する書類（商業・法人登記簿謄本、法人所在証明書等公的機関が発行した書類、または、国等への提出書類（開業届）で確認できる場合は受付印のあるもの）の写し

ウ　市区町村民税の完納を証明する書類（発行日から１ヶ月以内）

エ　全国一般要領に基づく交付決定通知書類の写し

オ　全国一般要領に基づく実績報告書類の写し

カ　全国一般要領に基づく額の確定通知書の写し

キ　本要領４（１）特別枠に係る確認書の写し（該当する場合のみ）

ク　振込先が確認できる書類（振込先通帳の写し等）

（２）申請交付について

国への実績報告・確定通知後、順次受け付けを行います。

６　補助金交付フロー

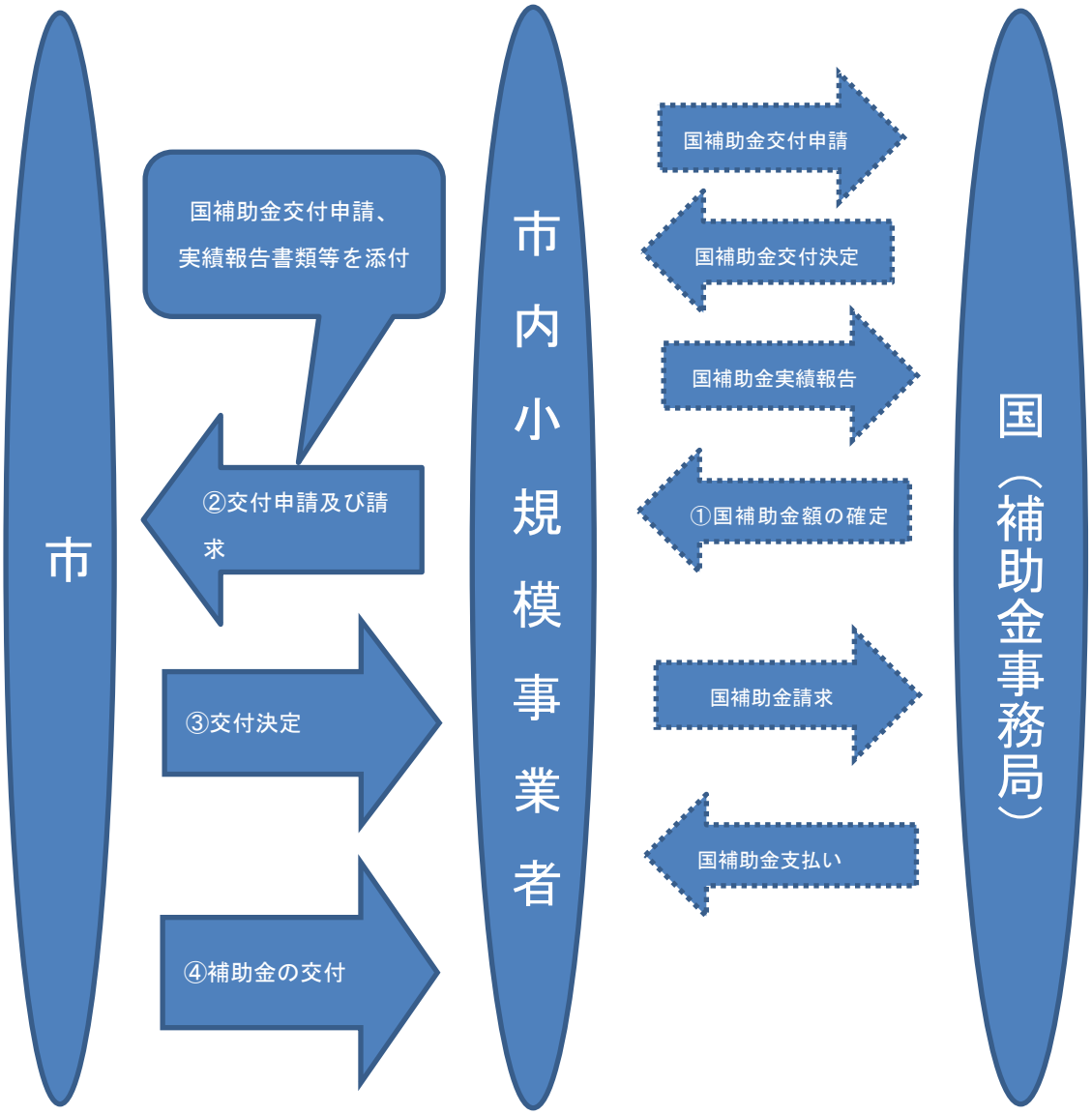

①　国補助金額の確定

国（補助金事務局）から実績報告に基づき、額の確定通知が送付されます。

（ 国補助金は額確定後の精算払いとなります。）

② 交付申請及び請求

申請書兼請求書（別記様式第１号）に必要書類を添えて、市に提出してください。

提出書類は「５　申請方法（１）提出書類」のとおりです。

③ 交付決定

交付が決定しましたら、補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により通知します。

④ 補助金の交付

交付決定通知後、速やかに補助金を交付します。

７　その他留意事項

（１）補助金の経理等

補助金の経理や取得財産の管理につきましては、全国一般要領に準じた対応をお願いいたします。

（２）補助金交付手続きの遵守

補助金交付の手続きを遵守いただけない場合、交付した補助金の返還が生じる場合があります。

【提出先・問い合わせ先】
〒520-3088
滋賀県栗東市安養寺一丁目１３番３３号
栗東市　商工観光労政課（市役所２階）
TEL：077-551-0236／FAX：077-551-0148
E-mail：shoukan@city.ritto.lg.jp